

一審も違法性認定

1200万円請求命令

旧湯布院町(現・由布市) 請求に基づき、町監査委員が2000年に発注した防は「談合があった」として、災行政無線事業の入札に絡同社の得た不当な利得の返み、同市の住民(注)が「落選を求めよう」町に勧告したか、町は請求したか? を得た」として、同市が、落札した沖電気工業(本社)同社は「談合はなかった」・東京都)に約四千四百万と主張していたが、石井裁判長の「予想される予定価の損害賠償を請求するよ」が十九日、福岡高裁であっ求めた訴訟の控訴審判決格(約二億五千万円)きりきりで、応札した談合行為だ。石井宏治裁判長は一審が大分地裁判決に続き談合ので由布市は損害を被った。事実を認定、「由布市が支払い請求を怠るのは違法」と指摘した。

一審判決では由布市の損害額を住民側の主張通りに認めただが、石井裁判長は約千二百万円と算定し、同市に請求するよう命じた。

同事業に関しては当時の町長や同社の社員ら計五人が有罪判決を受ける贈収賄事件に発展。住民監査たい」としている。